

別表第1（第3条第1項関係）

（平11規則32・平16規則26・平19規則58・一部改正）

まちづくり施設	特定まちづくり施設
1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設その他これに類する施設として別に定めるもの	左欄に掲げる施設のうち、すべてのもの
2 保健所、税務署、警察署、消防署、市町村保健センターその他の官公庁施設及び郵便局	
3 博物館、美術館、資料館、図書館、研修所、学校（専修学校、各種学校及び自動車教習所を含む。）その他の教育文化施設	
4 鉄道駅、軌道停留所、バスターミナル、乗船場、航空ターミナルその他の公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設	
5 地下街、公共用歩廊	
6 公衆便所	
7 病院、診療所その他の医療施設	左欄に掲げる施設のうち、用途面積が300平方メートル以上のもの
8 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他の娯楽施設	
9 集会所、公会堂、隣保館、公民館、結婚式場、葬祭場、火葬場その他の集会施設	
10 展示場（ショールームを含む。）	
11 ホテル、旅館その他の宿泊施設	
12 飲食店、料理店、ダンスホール、カラオケボックスその他の飲食・遊興施設	
13 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他の金融機関その他これらに類するサービス業を営む施設	
14 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	左欄に掲げる施設のうち、用途面積が1,000平方メートル以上のもの
15 体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場その他のスポーツ施設及びマーチャン店、パチンコ店その他の遊技施設	
16 公衆浴場	
17 一般公共の用に供される自動車車庫	
18 共同住宅、寄宿舎その他の共用部分を有する居住施設（以下「共同住宅等」という。）	左欄に掲げる施設のうち、用途面積が2,000平方メートル以上のもの
19 事務所	
20 工場	
21 前各号の複合建築物	

別表第2（第3条第1項関係）

（平13規則1・平19規則58・一部改正）

区分	まちづくり施設	特定まちづくり施設
1 道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。）	左欄に掲げる施設のうち、すべてのもの
2 公園施設	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園	左欄に掲げる施設のうち、すべてのもの
3 路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条に規定する路外駐車場（駐車のために供する部分に駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。）	左欄に掲げる施設のうち、駐車場の用に供する部分の面積が500平方メートル以上のものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの（別表第1で定める特定まちづくり施設の駐車場に該当するものを除く。）
4 住宅開発団地	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を受けて開発される住宅団地、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条に規定する土地区画整理事業により開発される住宅団地その他の主として住宅の用に供する目的で開発される団地	左欄に掲げる施設のうち、開発区域の面積が5ヘクタール以上のもの